

日本学術会議の自律性・独立性を奪う法案に対して反対する声明

2025年3月24日

青年法律家協会北海道支部 支部長 田中 貴文
日本労働弁護団北海道ブロック 代表 伊藤 誠一
自由法曹団北海道支部 支部長 佐藤 博文

1 2020年10月1日、菅総理大臣(当時)は日本学術会議(以下「学術会議」という)推薦の会員候補者のうち6名を任命拒否した。これに対して私たち道内法律家三団体は、2020年10月9日付「菅内閣総理大臣による学術会議会員任命拒否に抗議し、撤回を求める声明」を発表した。しかしその後も現在に至るまで、内閣総理大臣による違法な任命拒否状態は継続している。

そのような中、本年3月7日、政府は、学術会議について「その機能を強化するため」等と称して政府から独立した法人へと組織変更をするための法案(以下「本法案」という)を閣議決定した。今後、通常国会に提出し、成立を目指すという。

しかしながら本法案の内実は、学術会議の自律性と独立性を剥奪し、政府、産業界等の意向を学術会議の活動等に反映させることを容易にするものであるから、私たちは本法案に強く反対する。

2 そもそも学術会議は「日本学術会議法」(1948年制定)に基づいて設立された、わが国の科学者の内外に対する代表機関であり(法2条1項)、科学技術に関する重要事項を審議し、その実現を図るなどの職務を「独立して」行うとされている(法3条)。「独立」とは、政治権力から干渉を受けないことを意味し、総理大臣の所管とされてはいるが、独立した立場から政府の諮問に答え、政府に勧告する(法4,5条)などの科学的助言を行う権限をもち、学術の立場から対等に政府に対して意見を延べることを任務とする。

学術会議にこのような高度の独立性が認められているのは、ナショナル・アカデミー(国を代表する学術団体)としての役割に加え、我が国の歴史上の経緯を踏まえた憲法上の要請から導かれるものである。

3 すなわち、自由で民主的な諸外国においてはナショナル・アカデミーについて、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性という、いわゆる5要件が備えられている。これら

5 要件の具備は、学術というものが時の権力や既存の価値観等に縛られずに営まれ得ることが必要であることから求められるものである。

そして、とりわけわが国では、戦前において学術研究が政府の支配下におかれ戦争の遂行に奉仕させられたという反省を踏まえ、日本国憲法において思想良心の自由（19条）及び表現の自由（21条）とは別にあって学問の自由（23条）が保障された。学術会議法の前文に「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」と謳われているのは、こうした歴史上の経緯及び憲法上の要請をも踏まえてのものである。

このような学術会議の役割及び我が国における歴史上の経緯、そしてこれらに由来する憲法及び学術会議法の規定にも照らせば、我が国におけるナショナル・アカデミーたる学術会議については、どのように組織形態を変えたとしても、上記5要件が堅守されることが必要不可欠というべきである。

4 しかしながら、本法案の内容について政府が発表した概要（以下単に「法案概要」という）をみるに、まず会員の選定については、学術会議の会員以外の者で構成される「選定助言委員会」なる組織を設け、同委員会が新たな会員の選定方針の作成に意見を述べるものとされている。

そうすると、選定方針の作成を通じて外部から会員の選定自体にも影響を及ぼすことが可能となるから、5要件の⑤会員選考における自主性・独立性が脅かされる。

5 また法案概要では、学術会議が各事業年度の業務の実績等について自ら点検・評価を行わなければならないことに加えて、内閣府に設置される日本学術会議評価委員会がこの点検・評価について意見を述べるものとされている。

そうすると、政府内の組織である評価委員会によって学術会議の活動内容にも影響が及ぼされることになるから、5要件の④活動面での政府からの独立も担保されないこととなる。

6 さらに法案概要では、政府は学術会議に対しその業務の財源に充てるために必要な金額の「全部又は一部に相当する金額」を補助することができる、すなわち財政支援が一部にとどまることもあり得るものとされている。

本法案に先行して発表された2023年12月11日付内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」及び2024年12月20日付「世界最高のナショナル・アカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識

者懇談会最終報告書～」において、学術会議について「財政基盤の多様化」や「外部資金の獲得」等が繰り返し求められていることをも踏まえると、学術会議が、政府の財政支援を失うことを避けるために、あるいは産業界等から外部資金を獲得するために、政府あるいは産業界の意向に従属的にならざるを得なくなるのが深刻に危惧される。

これでは、5要件の③国家財政支出による安定した財政基盤についても損なわれるものと言わざるを得ない。

7 以上の通り、本法案の内実は、学術会議の自律性、独立性を剥奪し、その活動内容に政府や産業界の意向を反映させることを容易にするものであって、このような組織変更が実現された場合、学術会議は、先に述べた使命を果たすことが不可能となり、国家権力、産業界等の強い影響下に置かれることになりかねない。

今政府がなすべきことは、先に任命拒否した6名を直ちに学術会議会員に任命し違法状態を解消することなのであって、学術会議の自律性・独立性をさらに奪うような組織変更は断じて許されてはならない。

以上から、私たち道内法律家三団体は本法案に強く反対する。

以上